

令和7年度の事業報告書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 風の家

1 事業成果報告：収益と費用の概要

令和7年度の経常収益は35,470,674円であった。前年度経常収益に比べて817,950円減額した。この主な要因は、前年度に300万円の財源であった居住支援法人における居住支援事業を打ち切ったことによるものだと考えられる。

続いて、令和7年度の経常収益の内訳のうち、会費と寄付について報告する。

会費 正会員19名 43,000円

個人賛助会員2名 16,000円

計59,000円

寄付 下記33名（匿名を除く）と6団体

計1,119,900円

前年度に比べて寄付人数が10名程度増加し、会費と寄付金が536,600円増額した。ニュースレターの配布先を拡張したり、講演活動を実施したりしたことの効果もあるだろう。

続いて、令和7年度の経常収益の内訳のうち、主要な助成金、委託料、補助金、賞金、独自事業収益について報告する。なお詳細は活動計算書に記載している。

助成金 日工組社会安全研究財団640,000円、日本自立準備ホーム協議会186,135円、NTTデータ経営研究所2,000,000円、日本フィランソロピー協会2,100,000円

委託料 更生保護4,487,455円、補導委託696,877円、広島市居住支援事業8,007,000円

補助金 地域活動支援センターⅢ型事業12,080,090円

賞金 パナソニック教育財団大賞受賞500,000円

独自事業収益 シェルター利用料3,243,600円

雑収入 343,214円

資金計34,350,774円

前年度に比べて、817,950円減額した。居住支援法人の脱退と、前年に取得した大口の助成金を取得しなかったことが影響しているだろう。

次に、令和7年度の経常費用の内訳のうち、とくに額の大きい主要な経常費用について報告する。なお金額は事業費と管理費を合算した。

人件費 24,187,951円（前同23,276,000円）

家賃（賃借料家賃、地代家賃の合算） 3,674,000円（前同4,008,000円。なお委託金等の入金タイミングの関係で、令和7年3月分の家賃の払い込みを一時保留にしていたため、一ヶ月分の家賃がここで計上されていない。これについてはすでに払い込みを終えている）

光熱水費 1,595,397円（前同1,616,000円）

食材費 3,492,123円（前同3,048,000円）

リース料 1,273,716円（前同1,630,000円）

事業費計 32,324,984円

管理費計 5,796,108円

経常費計 38,121,092円（前同37,313,522円）

前年度に比べて経常経費額は増加し、4年連続の増加であった。令和7年度の増加にとくに影響を及ぼしたのは、①職員人員の変動による人件費の一時的な高騰、②食材費の高騰、であると考えられる。令和8年4月以降、新しく食料品を寄付してくださる団体と仕組みが増えており、食材費経費は減額される見

込みである。また令和 7 年 7 月に、リース料等経費について見直しを行った。これについても、令和 8 年度以降の経常費と比較したい。

最後に、令和 8 年度への繰越正味財産額を算出した。

計 649,622 円

以上、令和 7 年度の経常収益および経常経費について、概要を報告した。

令和 7 年度の運営実態を精査し、今後の基本方針を以下のようにさだめた。

- ①営利目的ではなく、ゆとりのある運営を継続していくために、少しずつ事業収益を増やし、次期に繰越できるようにしていくこと（現状ではスタッフの退職金も不十分だし、なにかがあったときに施設を閉じるための費用も間に合っていない）
- ②ベテラン化している元受刑者や生活困窮者の支援という困難な仕事に従事するスタッフの人件費を、十分に確保していくこと（その最初の動きとして、令和 8 年 4 月より賃金規定の改訂を行い、常勤スタッフの給与を見直し、給与の増額を行った）
- ③人件費を除く経常経費の減額を実現すること

（1）社会復帰支援事業（シェルター）

宿所は最大 13 人が

宿泊できる。その内 3 室は広島市の居住支援事業（一時生活支援事業）で使用し、その他は保護観察所の自立準備ホームや家庭裁判所の補導委託先、

くらしサポートセンター、市の生活保護あるいは本人の希望で宿泊できる施設として、宿泊先のない人や生活に困窮している人たちに、住居を構えるまで一時的に宿所や食事を提供する支援を行っている。

令和 7 年度の宿所利用状況は上表の通りである。令和 7 年度に新規で宿所に入居した人数は 88 人（再入所者も含む）、延べ宿泊日数は 3,014 日、1 人当たりの宿泊日数は 34.2 日、1 日平均宿泊者数は 8.3 人、稼働率は 63.5%であった。

令和 7 年度新規入居者のうち、最長宿泊者は 250 日（前年度 322 日）、3 ヶ月を越えて宿泊したのは 5 人（前年度 3 人）であった。

おおまかな利用状況の推移は、令和 6 年度とそれほど変化はない。

前年度の 2 月、3 月から令和 7 年度 5 月まで、利用者の入居数が非常に少なくなった。

なお 2026 年 3 月 19 日より、二段ベッドのひとつを利用者が無断で改造したため、利用を中止しており、実質的な収容可能人数は 12 名である。そのため入所依頼を断らざるを得なくなり、これが解消されれば少なくとも 2024 年度の宿泊実人数と並んだはずである。二段ベッドを購入するための助成金の申請を検討中である。

次に、シェルター利用者の推移、入所前の居場所、入所経路、退所先、退所時の状況といった、基礎的な情報をまとめた。

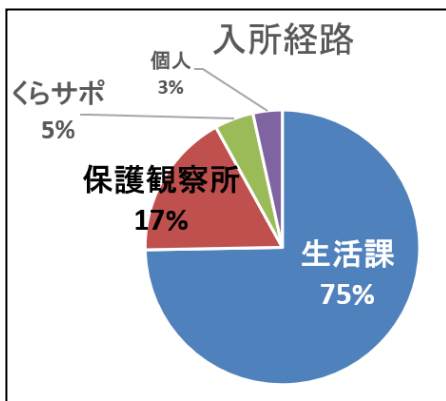
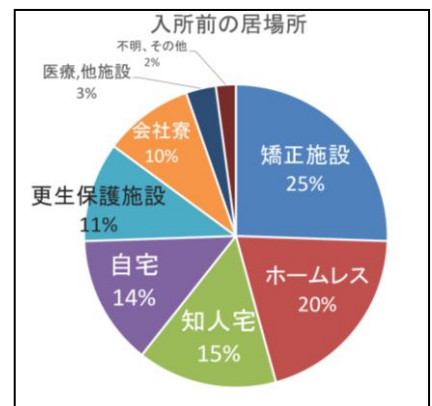
風の家宿泊施設の利用状況

	宿泊実人数	延宿泊日数	1 人当たりの平均宿泊日数	1 日平均宿泊人数	宿泊施設稼働率
令和 4 年度(2022 年度)	95 人	3,793 日	39.9 日/人	10.4 人/日	79.9%
令和 5 年度(2023 年度)	100 人	3,522 日	35.2 日/人	9.6 人/日	74.2%
令和 6 年度(2024 年度)	91 人	3,066 日	33.7 日/人	8.4 人/日	64.4%
令和 7 年度(2025 年度)	88 人	3,014 日	34.2 日/人	8.3 人/日	63.5%



上のグラフは令和7年度のシェルター入居者の推移である。昨年度の1日あたりの利用人数は8.4人前後であったが、今年度は8.3人と若干の減少が見られた。主な要因は4月から5月中旬にかけての利用者数の少なさが影響していると思われる。後期からは利用者数の回復がみられており、比較的高い推移でシェルターが稼働した。

次に、風の家宿泊者の入所前の居場所についてである（右図）。矯正施設が25%、ホームレス20%、知人宅が15%、自宅が14%、更生保護施設が11%と続いている。割合としては比較的今年度はばらつきが見られる。

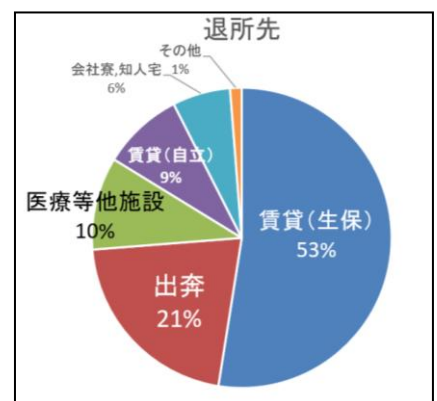


次に、宿泊者の入所経路である（左図）。生活課からが75%、保護観察所からが17%、暮らしサポートセンターからが5%であり、前年度と比較して生活保護申請者の割合が約10%増加している。

最後に、退所先についてである（右下）。生活保護を受給して住居を確保した人が53%で出奔による退所は21%、病院や他の福祉施設への入所が10%となった。

退所時の状況として、就労し貯蓄によって賃貸を借りることができた人は9%であり、依然として全体の割合としては少数であるものの、昨年度の2倍程度に増加している。

今年度は当施設入所中に事件を起こし逮捕拘留される者はいなかった。加えて、医療等他施設への紹介による退所者の割合も、昨年度の1%から10%まで増加した。これは当施設の在所中に他施設への紹介が妥当だと判断された者については適切な紹介先へつなぐことができているためと考えられる。それとともに集団処遇による自立の難しさを抱えている人の割合も増加していることがうかがえる。



(2) 地域活動支援センターⅢ型事業（作業所）

7年度の営費補助額は12,080,090円で前同(10,761,600円)に比べ1,318,490円の増額となった。この要因は、出席日数は2,786日と前年(2,761日)を25日上回り、新規登録者が8名であり、最終登録者数は22名(前同31人)であり減少している。月平均在籍者数は22.6人(前同26.7人)、1日当たりの通

所者数は10.4人（前同10.3人）であり、登録者については減少傾向にあるが、通所者が前年度よりも高い頻度で通所を継続することが出来ている。

来年度以降も登録者数の維持するために、一人ひとりに声掛けを行い、また通所者の興味を引き出す行事等も加味し出席日数の増加を図り、1日の平均通所者数10人以上を維持したい。

特別会計（工賃関係）決算は974,232円となり当初予算に比べ150,768円の減額となった。業者からの発注金額はユニバーサルポスト837,526円で前年（1,073,455円）より減額したが、ジャパンハンズは22,227円で前年（600円）より増額している。前年度より参入した取引先は佐伯生花61,625円、三浦商店12,345円、手技^{てわざ}40,509円であり、複数の取引先を維持することができている。

（３）外部機関との連携

- ①広島保護観察所（自立準備ホーム委託連携）
- ②家庭裁判所（補導委託連携）
- ③広島市健康福祉局保護自立支援課（居住支援事業委託連携）
- ④広島市健康福祉局障害福祉部精神保健福祉課（地域活動支援センターⅢ型補助連携）
- ⑤反貧困ネットワーク広島（ケース連携）
- ⑥江波地域包括支援センター（ケース連携）
- ⑦悠悠タウン江波（ケース連携）
- ⑧株式会社おうち（ケース連携）
- ⑨地域定着支援センター（ケース連携）
- ⑩日本バプテスト広島キリスト教会（イベント行事、寄付連携先）
- ⑪広島刑務所（ケース連携）

（４）近隣住民との交流

- 10月 秋まつり：住民の方々と一緒に秋祭りのしめ縄を飾る手伝い実施
- 12月 クリスマス会：教会にてクリスマス食事会の実施
- 1月 餅つき：杵と臼を借り、ついた餅はご近所の方々に配布

（５）その他

令和7年7月28日 助成金を大幅に減額されたことと、施設の支援方針に沿わないことから、居住支援法人から正式に脱退した。

令和8年2月6日 パナソニック教育財団2025年度子どもたちの“こころを育む活動” 全国大賞受賞 賞金50万円を受領。

令和8年4月 近隣マンションから、利用者の喫煙マナーについてクレームがある。世相を反映した喫煙環境の改善が必要だが、ほとんどの施設利用者が喫煙者であり、まだ改善計画を立てられていない。

令和8年5月 所有車両1台を手放し、必要時のみカーリースを利用することとした。それによって年間の車両費（令和7年度262,613円）の削減が見込まれる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施日時 (B) 当該事業の 実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 人数	事業費の金額 (単位: 千円)
(1) 生活支援事業	ア. 規則正しい生活習慣を持続するための指導・助言 イ. 金銭管理に関する援助・指導・助言 ウ. 役所等諸手続きに関する援助・助言 エ. 健康管理に関する指導・助言 オ. 住居に関する援助・指導・助言 カ. 食生活に関する指導・助言 キ. 整容に関する指導・助言	(A) 毎日あるいは必要に応じて実施 (B) 舟入本町 17-8 (C) 職員 1 人/日 経理事務員 1 人/日 調理員 1 人/日 宿直員 1 人/日	(D) 矯正施設出所者及び生活困窮者、風の家利用者 (E) 約 100 人/年	5,545
(2) 就労支援事業	ア. 就労移行支援活動 イ. 就労定着(継続)支援活動 ウ. 就労支援講座及び座談会の開講 エ. ボランティア活動への参加 オ. 作業所の運営	(A) 5 回/週 (B) 舟入本町 17-8 (C) 職員 2 人/回 調理員 1 人/日	(D) 矯正施設出所者及び生活困窮者、風の家利用者 (E) 約 10 人/日	4,862
(3) 教育的心理的支援事業	ア. 個別カウンセリング・心理療法の実施 イ. 集団心理療法の実施 ウ. 学習指導 エ. 進路指導 オ. 集団行事の開催	(A) ア. 20 回/月 イ、ウ、エ. 適宜 オ. 20 回/年 (B) ア～オ. 舟入本町 17-8 オ. 施設内、近隣、近郊 (C) ア、ウ、エ. 職員 1 人 ア. 臨床心理士 1 人 オ. 職員 2～3 人	(D) 矯正施設出所者及び生活困窮者、風の家利用者等 (E) ア、エ 25～30 人/月	4,621
(4) 宿所提供事業	ア. 長期・短期宿泊サービス イ. 給食サービス ウ. 生活指導	(A) 24 時間/365 日 (B) 舟入本町 17-8 (C) 職員 1 人/日 調理員 1 人/日 宿直員 1 人/日	(D) 矯正施設出所者及び生活困窮者 (E) ア. 100 人/年	10,055

(5) 地域支援事業	ア. フォーラムの開催 イ. 社会を明るくする運動への参加 ウ. 防犯活動	(A) イ、ウ. 年 1～2 回 (B) イ、ウ. 近隣、舟入本町ビル 1F (C) イ、ウ. 職員 2 人	(D) 矯正施設出所者及び生活困窮者、近隣住民、ボランティア (E) 5 人	1,782
(6) 再犯防止プログラムの研究・開発	ア. 社会生活に関する調査 イ. 支援活動とその効果の検証 ウ. 支援活動のプログラム化 エ. 研究成果の外部機関・団体への提供	(A) 月 1 回 (B) ぶらっと広島舟入本町 1 階作業所 (C) 臨床心理士 1 人 職員 1 人	(D) 矯正施設職員と関係者 (E) 30 人/月	130
(7) 矯正・処遇に関わる支援者への研修会	ア. 研究会の開催 イ. 講演会の開催	(A) 7. 月 1 回 (B) 7. 島根あさひ社会復帰促進センター「償いプログラム」 (C) 7. 臨床心理士 1 人	(D) 矯正施設職員 (E) 6 人/月 エ. 1 人、4 回/月	130
合 計				27,125

(備考)

- 1 2 は、(1) には特定非営利活動に係る事業、(2) にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 2 2 (2) には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施しなかった場合、「実施しなかった」と記載する。